★　**広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（人事課）**

一　改正の要旨

広島県決裁規程が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二　施行期日

令和八年一月一日